

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		産業振興会館の利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市産業振興会館条例
条 項		第 11 条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 産業振興会館 (電話:048-652-6811)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>市長は、利用者が次のいずれかに該当するとき又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 使用料を納付しないとき。</p> <p>(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		